

平成 28 年度第 1 回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

平成 28 年 8 月 19 日（金）14 時 00 分から 15 時 00 分まで

2 場所

小牧市役所 東庁舎 4 階 本会議用控室

3 出席委員

長田 宏	尾張中央農業協同組合常務理事
山本 典男	小牧市建築設計事務所協会監事
山下 智也	愛知県議会議員
天野 正基	愛知県議会議員
大塚 俊幸	中部大学教授
澤田 勝巳	小牧市議会議長（代理：舟橋）
小沢 国大	小牧市議会議員
長田 淳	小牧市議会議員
稲垣 衿子	小牧市議会議員
玉井 宰	小牧市議会議員
清水 啓任	小牧警察署長（代理：松本）
小柳 松夫	小牧市区長会連合会長
林 和子	小牧市女性の会会長

4 欠席委員

鈴木 義久	商工会議所副会頭（東春信金）
西倉 潔	名古屋造形大学教授

5 事務局

渡辺 学	小牧市都市建設部長
牧野 治	小牧市都市建設部次長
鵜飼 達市	小牧市都市建設部都市政策課長
大澤 正人	小牧市都市建設部都市政策課計画係長
小山 仁見	小牧市都市建設部都市政策課計画係主事
伊岐見 崇	小牧市都市建設部都市政策課計画係技師
余語 智	小牧市地域活性化営業部農政課長
川本 恵司	小牧市地域活性化営業部農政課主査

6 議事

第1 議事録署名者の選任について

第2 議案審議

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

第3 報告事項

小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定の検討
状況について

第4 その他

【事務局】（大澤係長）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

これより平成28年度第1回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は13名でございます。従いまして、委員総数15名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により本会議は成立いたしております。

始めに、会議の開催にあたり、事務局を代表しまして都市建設部長の渡辺より挨拶を申し上げます。

【事務局】（渡辺部長）

皆さん、こんにちは。

都市建設部都市整備担当部長の渡辺でございます。

本日は、大変お忙しい中、また真夏日で大変暑い中、本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日ご審議いただく案件につきましては、小牧市が定めております都市計画案件のうち、生産緑地地区の変更についての1件となっております。また、報告事項となりますが、昨年度より策定を進めております小牧市都市計画マスタープラン中間見直しと小牧市立地適正化計画策定について、検討状況の報告をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【事務局】（大澤係長）

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆さん、こんにちは。

大変暑い中、この審議会にご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

今、部長が申し上げられたとおり、今日、生産緑地地区の変更ということで1件ですけれども、重要な案件でございますので、ぜひ慎重にご審議いただければと思います。

もう1点の報告事項ですけれども、小牧市の立地適正化計画というのを今、昨年度から今年度にかけて策定しております。それにあわせて都市計画マスタープランの見直しも行うということで作業を進めておりますけれども、これは、小牧市のコンパクトシティに向けた、それをどう具現化していくのか、どういう考えのもとでどういう小牧をつくっていくのかという重要な計画になっておりますので、そのあたりの報告も後ほどいただければと思いますので、そういうことについても皆さんからご意見をいただければと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【事務局】（大澤係長）

ありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料といたしましては、事前に郵送させていただいておりますが、A4で1枚の次第から始まりまして、「議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更」と書かれたもの、右肩に「資料1」と書かれてございますA4判1枚の資料。次に資料2、A3判の資料になりますが、「立地適正化計画（検討案）について」と書かれた資料。あと資料3、少し厚みがございますが、「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針」と書かれました資料。そして最後に資料4、こちらA3判の資料になりますが、「小牧市都市計画マスタープランの中間見直しについて」と書かれた資料でございます。

以上の6点となっておりますが、不足している資料はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に先立ち、委員の交代がございましたのでご紹介させていただきます。

住民代表として小柳松夫委員が新たに就任されました。よろしくお願いいたします。

次に、今年度事務局の人事異動がございましたので、先ほどご挨拶を申し上げた都市建設部長の渡辺を除く事務局を紹介させていただきます。

都市建設部都市整備担当次長の牧野でございます。

【事務局】（牧野次長）

牧野です。よろしくお願いいたします。

【事務局】（大澤係長）

都市建設部都市政策課長の鵜飼でございます。

【事務局】（鵜飼課長）

鵜飼でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】（大澤係長）

同じく、都市政策課計画係の小山でございます。

【事務局】（小山主事）

小山です。よろしくお願いいたします。

【事務局】（大澤係長）

同じく、計画係の伊岐見でございます。

【事務局】（伊岐見技師）

伊岐見でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】（大澤係長）

あと、本日、議案第1号生産緑地の関係に関連いたしまして、農政課から余語課長と川本主査が出席しております。また本日は、大学生の実務研修を当課で受け入れておりまして、この会議に出席しております。伊藤でございます。

【事務局】（伊藤）

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】（大澤係長）

最後に私、都市政策課計画係長の大澤と申します。よろしくお願いいたします。

今後ともよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長がお務めいただくこととなっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

それでは始めに、議事録署名者の選任をしたいと思います。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定によりまして、会長である私から指名させていただきます。

本日の議事録署名者を、稲垣衿子委員と玉井宰委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

まず、議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について、まずは事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局】（鵜飼課長）

会長、都市政策課長 鵜飼。

それでは、議案第1号について内容のご説明を申し上げます。

議案をご説明申し上げる前に、生産緑地地区制度につきまして、既にご存じの委員もおられることとは存じますが、改めて簡単にご説明させていただきます。

生産緑地地区制度は、市街化区域内にある農地などのうち、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図っていく都市計画の制度でございます。

本市におきましては平成4年から生産緑地地区の指定を行っているところでございます。

生産緑地地区の特徴といたしましては、都市計画で生産緑地地区に指定されますと、農地として営農することを義務づけられるため、建築や宅地造成などの行為は原則できないこととなっております。

ただし、生産緑地に係る主たる農業従事者がお亡くなりになった場合などにおきまして、生産

緑地法第10条の規定に基づき、土地の所有者が市に対して生産緑地の買い取りを申し出ることができるようになっておりまして、申し出後、所定の期間内に所有権の移転が行われなかった場合は、同法第14条の規定に基づき行為の制限が解除され、農地以外の利用が可能となるものでございます。

こうした手続きを経まして、既に行為の制限が解除されたものにつきましては生産緑地の機能を維持することが困難となりますので、生産緑地地区から除外するために都市計画の変更を行うものでございます。

それでは、議案第1号のご説明を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の1ページをご覧くださいと思います。

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更についてであります。

生産緑地地区の一団数及び面積を変更しようとするものでございます。

今回の変更では、一団数を319団地から5団地を減じて314団地としようとするものであり、また、面積を50.2ヘクタールから0.5ヘクタール減じて49.7ヘクタールとしようとするものでございます。

3の変更内容をご覧くださいと思います。

変更内容についてでございますが、1として、生産緑地法第10条による買い取り申し出があり、その申し出があった日から起算いたしまして3カ月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったものが、面積にして4,832平方メートル、一団数としましては5団地減少するものでございます。

次に、2といたしまして、生産緑地地区につきましては、生産緑地法第3条の規定により、面積500平方メートル以上が都市計画に指定する要件の一つとなっておりますが、さきにご説明申し上げた1の変更により、一団として残った農地などでは面積が500平方メートル未満となり、指定要件を満たさなくなるものが面積にして407平方メートル減少するものでございます。

恐れ入ります、議案書の2ページをご覧くださいと思います。

2ページにつきましては、変更内容を箇所別にお示しさせていただいているものでございます。

続きまして、議案書の3ページをご覧くださいと思います。

3ページにつきましては、総括図でございます。変更する位置及び区域について、図面にお示しさせていただいております。図面の右下に凡例がございますが、図面中の緑色が生産緑地地区、黄色が今回除外いたします生産緑地地区となっております。

次に、議案書4ページをご覧くださいと思います。

4ページから8ページにかけては、計画図となっております。3ページの総括図をより詳細にお示したものでございます。

最後となりますが、都市計画の変更手続でございますが、都市計画法第17条の規定に基づく都市計画変更案の縦覧を7月20日から8月2日にかけて2週間行いました。縦覧の結果といたしましては、2名の縦覧者がございましたが、意見書の提出はなかったことをご報告させていただきます。

また、本日議決をいただきました後の手続でございますが、愛知県知事との協議を経た後に変更の告示を行う予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大塚会長】

では、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いますので、発言を許しますのでお願いします。

【長田（淳）委員】

生産緑地の制限解除ですけれども、ここに書いてあるように、故障、死亡という場合があると思うんですけれども、それ以外に制限解除になる場合はどういった場合があるのかということと、毎年生産緑地の団地の増減をやっていると思うんですけれども、増加傾向とか減少傾向とか、そういった傾向があるのかどうかお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

【大塚会長】

どうでしょうか。2点ご質問があったかと思いますが。

【事務局】（大澤係長）

まず、ご質問の1点目ですが、制限解除の要件といたしまして三つございます。委員からございました故障、いわゆる病気等で農業の営農が困難になった場合と、主たる農業従事者が死亡された場合の2点がございますが、それ以外のもう一つといたしましては、生産緑地を指定してから30年が経過した場合という要件がございます。30年経過しますと、先ほど説明がありましたが、買い取り申し出を出す一つの要件となりますので、30年経過しますとこの申し出を出すことができるものとなります。

2点目のご質問でございますが、変更の増加傾向、減少傾向という傾向の部分になりますが、変更要件、変更の事由が今申し上げましたとおり病気でありますとか死亡ということですので、何らか一定の傾向が出るものではないところではございますが、毎年5,000平方メートルから2万平方メートル、0.5ヘクタールから2ヘクタールの間で変更減ということで都市計画変更をさせていただいております。

先ほどの1点目のご質問に1点補足でございますが、小牧市におきますと平成4年にほぼ全ての生産緑地地区を指定させていただいておりますので、30年度要件としましては、平成34年の12月以降になりますとこの要件が、生産緑地指定された部分については発生してくるということになります。

以上でございます。

【大塚会長】

長田委員、よろしいですか。

【長田（淳）委員】

了解しました。

【大塚会長】

ほかにいかがでしょうか。

私から1点。変更内容1、2とあるわけですがけれども、特に2のほうですね。「上記の変更に
より残った農地等で生産緑地地区としての指定要件を欠くもの」ということで、2ページの4番
の変更状況の表の中でいくと65-5に該当するものだと思うんですが、8ページの図面
を使ってここの説明をもう少ししていただくといいかなと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】（大澤係長）

お手元の図面の8ページの中央付近に「65-5」と赤く書かれていまして、黄色で塗られた
部分がございます。こちらが一つの団地になりますが、筆としては二つございます。お手元の2
ページの資料のうち、4の変更状況の下の「65-5」と書かれておりますところが、マイナス
467平方メートルと書かれたところが故障による制限解除、その下が407平方メートルの面
積要件不足となっております。

8ページの2筆、真ん中に点線がありますが、左側の筆についてはこの467平方メートルの
方になりまして、こちらが故障、いわゆる病気等により営農が困難になったということで買い取
り申し出がなされまして、斡旋不調ということで制限が解除されたものになります。

その結果、残る右側の土地が、407平方メートルとなり、片方が制限解除されたことにより
まして要件の500平方メートルに満たないこととなりますので、左側の467平方メートルの
制限解除に伴って、要件不足ということで右側の407平方メートルの土地が今回変更により生
産緑地対象から外れるということになっております。

以上です。

【大塚会長】

この2筆は所有者が異なるということですね。

【事務局】（大澤係長）

おっしゃるとおりで、異なるということになります。

【大塚会長】

二つの異なる所有者の土地を一団の土地として、生産緑地として指定していたけれども、その
うちの1筆の方が解除になるので、それに伴ってもう一筆が単独では指定できないからあわせて
解除をするという理解でよろしいですか。

【事務局】（大澤係長）

そのとおりです。

【大塚会長】

ほかにいかがですか。

【玉井委員】

単純なことです。制限解除が途中でされた。そして、先ほども説明があったように、平成4年から30年経つと、平成34年には自動的に見直し期間というのはわかりましたけど。

こういう制限解除になった、じゃあその平成4年当時からここまでかかってきておる税金をもとに戻さないといかんということになるわけですか。それとも、それはそれ、新たに解除は解除で。

生産緑地という言葉は、ある意味では税金を安くするという意図があったとは思うんですよね。そういうのはどんなふうになるんですか。税制面の特典とか、さかのぼって税金がかかってくるのかっていう単純な質問ですけど。

【事務局】（大澤係長）

まず1点、私の説明が不足していた部分がございます、委員の発言を訂正させていただきたい部分があります。

平成34年になりますと買い取り申し出の要件ができるということになりますので、買い取り申し出を出されなければ、そのまま生産緑地として指定されたままになります。自動的に生産緑地から外れることはございません。

税金のほうですが、30年の要件を満たして買い取り申し出を出されて制限解除という流れになりますと、今回議案にさせていただいているものと同じですが、途中で生産緑地でなくなるときに、固定資産税に関してはさかのぼってということはなくて、生産緑地でなくなった翌年の1月1日の段階で固定資産税が計算され直すことになります。

【大塚会長】

玉井委員、よろしいでしょうか。

【玉井委員】

はい。

【大塚会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更については、原案どおり可決することに異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

では、異議なしと認めます。よって、議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

は、原案のとおり可決されました。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

報告事項として、小牧市都市計画マスタープランの中間見直し及び小牧市立地適正化計画の策定について、それぞれ事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】（大澤係長）

それでは、報告事項、小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定の検討状況についてご説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

この中間見直し及び計画策定につきましては、昨年度から着手し、今年度末での完了を目指し行っているものであります。

こうした中、居住誘導区域や都市機能誘導区域など計画の核心部分について、先日、学識経験者などの第三者で構成される策定委員会、正式には「小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定委員会」でございますが、こちらでご審議いただき、大筋でご理解をいただきましたので、本日、その部分についてご報告させていただくものであります。

お手元の資料1から資料4につきましては、8月9日に行いました策定委員会での資料とほぼ同じものとなっております。説明につきましては資料に沿ってさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、事前に資料を配付させていただいておりますこともございますので、要点を中心にご説明させていただきます。

始めに、小牧市立地適正化計画の策定状況につきましてご説明させていただきますので、お手元の資料1をお願いいたします。

資料1につきましては、小牧市立地適正化計画の計画全体の構成をお示ししたものであります。序章から始まり第7章の計画の評価までの章立てを計画全体の構成として考えているものであります。

第2章までにつきましては、昨年度の都市計画審議会におきましてご報告させていただいた内容となります。

第3章の立地の適正化に関する基本的な方針につきましては、昨年度2月の審議会におきましてご報告させていただいておりましたが、策定委員会でいただいたご意見をもとに修正し、今年度7月4日と8月9日に開催いたしました策定委員会におきましてまとまった内容となっております。

そして、第4章以降、特に第4章の居住の誘導、第5章の都市機能の誘導につきましては、今年度7月4日、8月9日に開催いたしました策定委員会においてご審議いただき、大筋でご理解をいただいたところでございます。

それでは、第3章の立地の適正化に関する基本的な方針につきましてご説明をさせていただきますので、お手元の資料2の1ページをお願いいたします。

この立地の適正化に関する基本的な方針では、三つの項目について位置づけをしております。

一つ目といたしましては、まちづくりの方針であります。これにつきましては、資料の（2）

にございますが、誰もが暮らしやすい生活環境の実現に向け、地域コミュニティの維持・活性化などを図るため、就労世代、中でも若年世代の定住促進を進めますとしております。

二つ目といたしましては、目指すべき都市の骨格構造でございます。これにつきましては、資料の(3)にございますが、小牧市型多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指すための「拠点」及び「公共交通軸」を定めることとし、拠点につきましては、小牧市都市計画マスタープランに位置づける「中心拠点」及び「地域拠点」とし、また公共交通軸につきましては、南北の鉄道及び東西のバスと位置づけ拠点間の連携を強化することとしております。

そして三つ目といたしましては、課題解決のための施策・誘導方針であります。これにつきましては、資料の(4)にございますが、居住及び都市機能それぞれに関する誘導方針を定めております。居住については、人口減少の中でも一定の人口密度を維持するため、各拠点や公共交通軸沿線、一定の都市基盤が整備された市街地等への緩やかな居住誘導を図ることとし、また都市機能につきましては、中心拠点には市民全体の生活利便性の向上に寄与するような広域的な都市機能を、そして中心拠点や鉄道駅周辺には日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークによりそれぞれの機能の連携・補完を図ることとしております。

次に、第4章の居住の誘導についてご説明させていただきますので、資料2の2ページをお願いいたします。

この章では、居住誘導区域と居住の誘導施策を定めております。

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域であり、居住の誘導施策とは、居住誘導区域内への居住の誘導に資するさまざまな施策を指し、公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化、向上を図ることなどがあります。

資料2ページの(2)本市における居住の誘導方針及び居住誘導区域の設定方針をお願いいたします。

本市における居住誘導区域につきましては、表にお示ししてありますとおり六つの誘導方針、そして表の下、点線で囲まれた部分にございますが、法令等により居住誘導区域に含まないこととする区域を踏まえ設定しております。

具体的な居住誘導区域につきましては、お手元の資料の3の245ページをお願いいたします。A3の紙になります。水色で塗られた区域が居住誘導区域となりまして、赤線で囲まれた部分が市街化区域となっております。少し見づらくなっておりますが、244ページにはこの区域に用途地域を重ねた図面をお示ししております。

この居住誘導区域につきましては、8月3日の策定部会、9日の策定委員会にてご審議をいただき、一部資料の構成上での図面の見にくさなどご指摘をいただいたところでございますが、区域そのものにつきましては概ねご理解をいただいているところでございます。

次に、居住の誘導施策でございますが、資料2の2ページにお戻りいただきまして、右側の2-2居住の誘導施策をお願いいたします。

この誘導施策につきましては現在検討中でございますが、次の3ページ左上の点線で囲まれた部分に現時点での居住の誘導施策をお示ししております。

住宅取得・整備に関する施策として小牧市三世代同居・近居住宅支援事業、良好な住環境形成

に関する施策として土地区画整理事業などの施策の位置づけを検討しております。

今後は、居住誘導に資する新たな施策の洗い出しなどを行い、策定委員会においてご審議いただく予定でございます。

次に、(3)届出制度であります。

居住の誘導にあたりましては、法に基づき、居住誘導区域外における住宅開発等に関する行為にかかる届出制度を運用します。届出制度は開発行為等を禁止するものではなく、市で住宅開発に関する動向を把握し、必要に応じて当該区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行う機会を設けるためのものであります。

届出の対象となる行為には、居住誘導区域外で行う3戸以上の住宅の建築目的の開発行為などがございます。

続きまして、第5章の都市機能の誘導についてご説明させていただきますので、3ページの右側をお願いいたします。

この章では、都市機能誘導区域と都市機能誘導施設、そして都市機能誘導施設の誘導施策を定めております。

都市機能誘導区域とは、医療・福祉、商業等の都市機能を誘導・集約し、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域であり、そして都市機能誘導施設とは、定めた都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能を設定するものであります。また、都市機能誘導施設の誘導施策とは、都市機能誘導施設の立地を図るために必要な事業等を指し、具体的には、誘導施設の整備のみならず、周辺の基盤整備を始め誘導施設を利用するにあたって必要となる公共交通の利用環境の充実、歩行空間の整備等必要な事務事業となります。

資料の(2)本市における都市機能誘導区域の設定方針をお願いいたします。

本市における都市機能誘導区域につきましては、都市機能に関する誘導方針に基づき、二つの都市機能誘導区域を設定します。

一つは、広域的な都市機能を集約する区域として、小牧駅から小牧山にかけての中心拠点に都市機能誘導区域を設定し、名称を高次都市サービス誘導区域としております。もう一つは、日常生活に必要となる機能を集約する区域として、地域拠点及び鉄道駅周辺に都市機能誘導区域を設定し、名称を日常生活サービス誘導区域としております。

具体的な都市機能誘導区域につきましては、ご覧いただいている資料にも、高次都市サービス誘導区域と、次の4ページには日常生活サービス誘導区域、それぞれの区域図を載せておりますが、用途地域を重ねている関係上少し見づらくなっておりますので、お手元の資料3の253ページ及び257ページを。253ページには高次都市サービス誘導区域を、257ページには日常生活サービス誘導区域をそれぞれ図面でお示ししております。

これらの都市機能誘導区域につきましても、8月3日の策定部会、9日の策定委員会にてご審議をいただき、概ね了解をいただいたところでございます。

次に、都市機能誘導施設についてご説明させていただきますので、資料2の4ページにお戻りいただきまして、3-2都市機能誘導施設の設定をお願いいたします。

都市機能誘導施設の設定にあたりましては、人口の将来見通しや課題解決のために定めた都市機能の誘導方針、施設の充足状況や配置等を勘案し、必要な施設を定めることとなります。

始めに、小牧駅周辺に設定いたしました高次都市サービス誘導区域の誘導施設ではありますが、資料4ページの右下、橙色で着色された部分をお願いいたします。

位置づける誘導施設は四つございます。医療機能として小牧市民病院、教育・文化機能といたしまして小牧市民会館と小牧市立図書館、そして行政機能として小牧市役所であります。これらにつきましては、施設の立地・充足状況、集客力や利用者層の幅広さなどを踏まえ、既に区域内に立地するものでありますが、将来にわたってこの区域に機能を維持する観点から位置づけるものであります。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方でまちづくりを進めていく上では、中心拠点の中でも、可能な限り名鉄小牧駅から徒歩圏内に都市機能を集約していくことが望ましいとしております。

次に、地域拠点及び鉄道駅周辺に設定いたしました日常生活サービス誘導区域の誘導施設ではありますが、資料の次の5ページの左側、橙色で着色された部分をお願いいたします。

こちらに記載のとおり、医療、商業、そして金融の三つの機能を位置づけております。医療機能としましては病院でありますとか、商業機能では1,000平方メートル以上1万平方メートル未満の店舗、金融機関といたしましては銀行や信用金庫、郵便局となっております。

これらにつきましては、昨年度実施いたしました小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査における「地域における施設ニーズ」の調査項目の結果におきまして、特に子育て世代と高齢者の中でニーズの高い機能から選定したものでございます。

次に、都市機能の誘導施策ではありますが、3-3都市機能誘導施設の誘導施策をお願いいたします。

この誘導施策についても、居住と同様、現在検討中でございますが、資料5ページの右側、点線で囲まれた部分に現時点での居住の誘導施策をお示ししております。

国等が直接行う施策として税制の特例や、市が行う誘導施設整備などの位置づけを検討しておりますが、今後、都市機能誘導に資する新たな施策の洗い出しなどを行い、策定委員会においてご審議いただく予定となっております。

次に、(4)届出制度であります。

都市機能誘導施設の誘導にあたっては、法に基づき、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等に関する行為にかかる届出制度を運用します。

届出制度は開発行為等を禁止するものではなく、市で誘導施設の整備に関する動向を把握し、必要に応じて当該区域内における都市機能誘導施設の誘導のための施策に関する情報提供等を行う機会を設けるためのものであります。

届出の対象となる行為は、都市機能誘導区域外で行う誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為などがございます。

続きまして、第6章の公共交通のネットワークについてご説明させていただきますので、資料6ページをお願いいたします。

多極ネットワーク型コンパクトシティを推進するためには、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定にあわせ、都市機能への交通アクセスを確保する必要があります。このため、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保等の施策を本計画においても記載することとなりますが、そ

れにつきましては、現在策定中の小牧市地域公共交通網形成計画において検討することとし、その検討にあたりましては、南北、東西の公共交通軸の方針や、拠点を踏まえた公共交通ネットワークの方針を踏まえ行うこととしております。

次に、第7章の計画の評価についてご説明させていただきますので、6ページの右側をお願いいたします。

立地適正化計画を策定した場合におきましては、概ね5年ごとに施策や事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましいとされております。

こうしたことから、本市では、毎年モニタリングを実施し進捗状況を確認するとともに、概ね5年ごとに計画の評価等を実施することを考えております。

なお、評価指標につきましては、居住誘導区域での人口密度などが考えられますが、これにつきましては今後整理していくこととしております。

立地適正化計画については以上となります。

続きまして、小牧市都市計画マスタープランの中間見直しについてご説明させていただきますので、お手元の資料4をお願いいたします。A3の資料になります。

始めに、資料4の1ページ、右側の5. 都市計画マスタープランの構成をお願いいたします。こちらは、現行の小牧市都市計画マスタープランの構成となっております。

この中で、第4章までの全体構想部分につきましては昨年度の策定委員会におきまして、また第5章からの地域別構想部分につきましては今年度8月9日の策定委員会におきましてご審議をいただき、概ねご了解をいただいているところでございます。

本審議会におきましては、第4章までの全体構想部分は昨年度一部ご報告させていただいた部分となり、第5章以降の地域別構想部分につきましては、今回初めてご報告させていただく内容となります。

それでは、内容につきましてご説明させていただきますので、1ページの左側、ピンク色で着色された部分をお願いいたします。

今回の中間見直しは、ここに記載の四つの点から行うこととしております。特に、小牧市人口ビジョンの策定を踏まえた見直し、すなわち人口減少局面の到来などを踏まえた見直し。そして、先ほど説明させていただきましたが、立地適正化計画の策定に伴う見直しがございます。

次に、資料を1枚飛んでいただきまして、3ページをお願いいたします。

現行の都市計画マスタープラン策定後の人口減少、高齢化などの社会経済情勢の変化への対応については、現行計画で整理された都市づくり上の主要課題に内包されております。従いまして、資料右側上段の黄色の部分でございますが、現行の都市計画マスタープランにおける都市づくり上の主要課題、都市づくりの基本理念、都市づくりの目標については、現行の都市計画マスタープランの考え方を継承するものとしております。

次に、4ページをお願いいたします。

将来都市構造の部分となります。

資料左上のピンク色で着色された部分には、主な見直し点をお示ししております。ここでは、小牧市人口ビジョン策定に伴うものや、立地適正化計画策定に伴う見直し、公共交通軸の設定に

よる見直しなどがございます。右下の部分には、将来都市構造図をお示ししております。先ほどもございました公共交通軸の設定という部分が、この図面の真ん中に薄いピンク色で南北と東西に矢印が入っている部分、こうしたものの追加をさせていただいているところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

都市づくりの方針になります。

先ほどと同様、資料左上のピンク色で着色された部分には、主な見直し点をお示ししております。ここでは、①小牧市人口ビジョン策定に伴う見直し、②立地適正化計画策定に伴う見直し、そして③その他時点修正の三つの視点から見直しを行っております。

続きまして、地域別構想部分についてご説明させていただきますので、資料6ページをお願いいたします。

地域別構想とは、全体構想で示された整備の方針等を受け、各地域の現状や課題に対応したまちづくりの目標を設定し、それを実現するためのまちづくりの方針を明らかにするものであり、小牧、味岡、篠岡、そして北里の四つの地域ごとにまとめたものであります。6ページから13ページにつきましては、順に小牧、味岡、篠岡、そして北里の地域の地域別構想を載せており、それぞれピンク色で着色した部分には主な見直し点をお示ししております。

この地域別構想における見直しにつきましては、先ほど都市づくりの方針でご説明させていただきましたが、小牧市人口ビジョン策定に伴う見直し、立地適正化計画策定に伴う見直し、そしてその他時点修正の三つの見直しの視点から行っております。

小牧地域を例にご説明させていただきますが、小牧地域における主な見直しにつきましては、6ページの左上に記載してございます。

立地適正化計画策定に伴う見直しといたしまして、拠点名称について、立地適正化計画との整合を図るため、都市拠点という名称を中心拠点に変更することや、中心拠点の範囲を小牧駅から市役所・小牧山周辺とするなどしております。

また、その他時点修正といたしましては、現行の都市計画マスタープラン策定時に実施した市民アンケートを今回の中間見直しを行う際にも実施しておりますので、その結果等を踏まえ更新しております。

その他の地域につきましても、同様の視点からそれぞれ修正、更新を行っております。

なお、各地域の方針図、小牧地域を例に挙げますと7ページの図面となります。こちらには各種事業等が位置づけられております。これにつきましては、今後、関係各課と調整の上、文言等の修正を加えていきたいと考えております。

以上、大変長くなりましたが、報告事項、小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定の検討状況についての説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

【大塚会長】

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、報告事項ではありますけれども皆様のご質問、ご意見をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【長田（淳）委員】

資料2の立地適正化計画（検討案）についてのところです。4ページで、都市機能誘導施設の中で、教育・文化機能として小牧市立図書館と書いてあるんですけども。図書館審議会のほうで、今図書館の場所としてはA街区を想定してということになっているからこれに沿った形になるんですけども、もし図書館審議会のほうで上末のほうがいいとか議論が出てきたときに、この立地適正化計画というものを、図書館審議会のほうへは情報提供はされているんでしょうか。

【事務局】（鶴飼課長）

本市の図書館に関してのお尋ねでございますが、立場はともかくとしてお答え申し上げますと、現在までに新図書館の建設に関しまして審議会が設置されまして、本日時点で今までに9回の審議が行われてまいりました。先般9回目で、建設の場所についてはA街区という前提で今後審議を進めるといような方向が出されました。まだA街区に確定が審議会としてされた状態ではございません。

そんな中、審議会の多くの委員の方が今の時点ではA街区というご意見ですが、お話のあった中に、いわゆるまちづくりの視点として今どういった考え方があるのかといった中で、委員の一人からこういった立地適正化計画の策定に関する資料の提出の要請などがありまして、そういった説明を審議会にさせていただいた経過もございます。

従いまして、今、長田委員からお話のございました審議会にも、こういった取り組みについては、情報提供させていただいた上で審議していただいている状況でございます。

以上であります。

【長田（淳）委員】

すみません、審議会はちょっと行けなかったものですから、基本的なことを聞いてしまって申しわけないです。了解しました。

【大塚会長】

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

膨大な内容ですので、なかなかすぐにどうこうというのは難しいかと思いますが。

基本的にこの立地適正化計画は、人口減少時代の中で市街地をコンパクトにということで、居住機能を誘導する区域と都市機能を誘導する区域を設定し、そこにどういうふうに人口や都市機能を集約していくのか、どういう施策を打っていくのかを考えるという計画です。その計画をつくることにあわせて、都市計画マスタープランとの整合性を図らないといけないので、すり合わせをして都市計画マスタープランを部分見直しをしているという状況ですね。

特に、小牧型という言葉がありますけれども、小牧市として、小牧市の今の状況はどうなのかというと、市域の中では大きな格差というのはなくて、どこも割と同じような条件。細かく見れば地域格差はあるんですけども、それほど違いがなく、どこかがかなり衰退してどこかがかな

り発展して、どこかにやっぱり集約していかないといけないというドラスチックな構造の変換を求めるというものではなくて、どちらかという、現状を踏まえながら、将来的に人口がいずれ減少していくときにはこういう部分に集約していくと、割と緩やかな計画というのが、今のこの検討委員会、私も委員として参加させていただいていますけれども、そういう計画ではないかと個人的には認識しておりますけれども。

よろしいですか。何かご質問等があればお受けいたします。

玉井委員、お願いします。

【玉井委員】

僕も聞きかじりで、大して勉強していないので申しわけないんですけど、今のお話を聞いた限りでは、キーワードといいますか基本的なコンセプトは、コンパクト・プラス・ネットワークですか。要するに、生活区域だとか行政区域だとか、人口減少していくんだからもっと効率のいい地域にぎゅっと凝縮して、ハードもソフトも備えつけるということですけど、官が、国土交通省だとか県だとか、行政が主導でやるとどうしても。言葉は立派なものできて、「なるほどな。それもごもっともだわな」という感じはするんだけど。

例えば、長久手の例を挙げて申しわけないんですけど、非常に魅力的で、若い人たちが「あんなまちに住んでみたい」「あそこで子育てしたい」というようなのを、単に交通が便利だとか新しい開発がされているというのではなくて、やっぱり民間が。いろいろな商業施設、魅力のあるお店だとか、飲食でもグルメでも行ってみたいなところがあって初めてここに住んでみようというような行動を起こすと思うんですね。小牧っていうのは、そういう意味で何にも。

これはどこが、誰が悪いとかいうのではなくて、市民もちろん含めて誰が悪い、これが悪いじゃなくてね。やっぱり民間をもっと導入して、彼らにも利益になって、それで最終的にはまちが発展するという形に持っていくと。官主導で立派なことができて、ぱっと振り返って見たときに誰もついてこなかったということになりかねないので、ぜひともそちらの審議会のほうでも民間の活用というのをひとつ頭に置いていただきたいと注文しておきたいと思います。

【大塚会長】

区域を設定しそこにどう誘導していくのかという誘導施策の検討は今後も詰めていくと先ほどご説明がありましたけど、その誘導施策の中に、いかに民間活力をうまく導入しながら誘導していくのかという考え方を盛り込んだ施策を考えてほしいと、そういうことですね。

【小柳委員】

これはあくまでもマスタープランで、先ほどお話がありましたように5年に1回見直しを行うと。さらには1年ごとにモニタリングというなお話がありました。

計画は必要だと思います。けれども、客観的に状況がどんどん変化していくんですね。ですから、今のように、見直しはないよ、この先このままいくよということではないので、私はこれでいいと思いますね。そのときに誰が具体的に検討を加えていくのかということ、玉井委員がおっしゃったように民間も入れたりあるいは地域のものを入れたりしながらしていけば。計画案

をつくらないかんということで、僕はこれでいいと思うんだけど。

そういう見直しのときに状況変化を捉える、あるいは将来を見据えて先行して挑戦していくという部分もたくさんあると思うので、そういうことも加味してやっていただければ、僕はそれを理解してやっていただければいいと思っております。

【大塚会長】

資料2の6ページの右側に、5として計画の評価（第7章）というのがありますけれども、計画をつくったらつくりっ放しじゃなくて、それをPDCAサイクルで見直ししていかないとけない。その見直しの仕組みをしっかりとつくって対応していく必要があるだろうということかと思えますが。

ほかにいかがでしょうか。

今までのことでも、事務局から特によろしいですか。

ぜひ、今出た意見を今後の検討の中で進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、続いて議題4、その他について事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】（大澤係長）

その他といたしまして、3点ご連絡させていただきます。

1点目といたしまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。その後、大塚会長、稲垣委員、玉井委員にご署名をいただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開させていただきます。

2点目といたしましては、次回審議会の開催予定でございます。次回審議会につきましては、11月ごろをめどに開催させていただきたいと考えております。現委員の任期が10月31日までとなっておりますので、委員改選後の開催となる予定であります。なお、会議の内容といたしましては、現時点での予定でございますが、公園の都市計画変更と、本日と同様、小牧市都市計画マスタープラン中間見直しと立地適正化計画策定の検討状況についてご報告させていただきたいと考えております。

3点目でございますが、この場をおかりいたしまして交通安全のお願いをさせていただきます。

去る7月30日、北外山で起きた交通事故により、小牧市の交通事故死亡者数は、昨年1年間の総数4名を超え、今年5カ月を残す段階で5名となりました。交通事故を決して他人事と思わず、日ごろから気をつけていただくようお願いいたします。車を運転するときは歩行者の存在を常に意識し、横断しようとしている歩行者がいるときは停止して横断を助けましょう。また、見通しの悪い交差点での左折など、出会い頭の衝突もあります。「もしかしたら」と危険を予測しながら安全運転に心がけましょう。反対に歩行者となったときは、周囲を見渡し安全であることを確認してから横断してください。なお、道路を横断するときは、必ず横断歩道を渡りましょう。

事務局といたしましては以上でございます。

【大塚会長】

そのほか、全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですか。
なければ、以上をもちまして、本日の日程は全て終了といたします。
これをもちまして、平成28年度第1回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。
ご協力いただきましてありがとうございました。